



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月11日（金） 第10240号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○宅地建物取引士法定講習の指定について（住宅政策課）	3
○指定納付受託者の指定（会計管理課）	3
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	3
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第245号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第144号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺347番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美1045番の3地先から同市同133番の4地先まで	前	25.0～28.2	450.1
			後	25.0～28.2	450.1
		みどり市笠懸町阿左美589番の1地先から同市笠懸町久宮42番の2地先まで	前	23.9～28.4	435.3
			後	23.9～28.4	435.3

◎群馬県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美1045番の3地先から同市	令和6年10月11日

	同393番の1地先まで	
	みどり市笠懸町阿左美454番の5地先から太田市大原町1139番の6地先まで	

◎群馬県告示第248号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（第22条の3第2項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、宅地建物取引士証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を、次のとおり指定する。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

公益社団法人全日本不動産協会が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習

◎群馬県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都港区海岸一丁目7番1号 SBペイメントサービス株式会社	令和6年9月26日	端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機をいう。）を設置する所属において納付する手数料又は売払代金

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	渋川市渋川字折原4130-1、4131-1、4132、4133-1、4134、4135、4136-1、4136-3、4137-1、4137-3、4137-4、4137-5、4138-1、4138-2、4142	渋川市渋川4413番地1 瑞徳建設株式会社 代表取締役 篠原玄洋

－1、4142－6、4142－8、4142 －11、4142－12

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年10月11日

群馬県警察本部長 重永達矢

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 自動受付機改修 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年9月4日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 東京都港区港南2丁目3番13号
- 5 随意契約に係る契約金額 56,358,357円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当